

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名	スポーツ庁
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置の廃止		
見直し内容（概要）	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営を支援するため、国際オリンピック委員会（IOC）、国際パラリンピック委員会（IPC）関係者をはじめ、来日する大会関係者である非居住者及び外国法人を対象として、大会関連活動に係る個人住民税・法人住民税等について非課税とする等の特例措置につき、当該特例措置の適用期限である令和3年12月31日をもって廃止とする。		
関係条文	租税特別措置法第41条の23、第67条の16の2 租税特別措置法施行令第26条の33、39条の33の3 租税特別措置法施行規則第19条の14の2、第22条の19の3の2 地方税法 附則第7条の6、附則第8条の6		
増収見込額	[平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
廃止又は縮減の理由	令和3年7月23日から9月5日にかけて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されたところである。 本特例措置は、大会の円滑な準備又は運営を支援するために設けられたものであり、また、令和4年以降に対象となる個人/外国法人は見込まれず、大会組織委員会からの適用期限の延長要望はないことを踏まえ、本特例措置の適用期限である令和3年12月31日をもって廃止とする。		